大個審答申第 103 号 平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会 会長 曽我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例(平成7年大阪市条例第 11 号。以下「保護条例」という。) 第 45 条に基づき、大阪市長(以下「実施機関」という。)から平成 28 年 7 月 20 日付け大北総務第 78 号及び同年 10 月 27 日付け大北総務第 100 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第1 審議会の結論

実施機関が、平成28年6月28日付け大北総務第71号により行った部分開示決定(以下「本件決定1」という。)及び同年9月12日付け大北総務第92号により行った部分開示決定(以下「本件決定2」といい、本件決定1とあわせて「本件各決定」という。)は、いずれも妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

- (1)審査請求人は、平成28年6月15日、保護条例第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「H28.2.16付大阪市公正職務審査委員会より送付された『通報についてのご連絡』において、大阪市長(所管:北区役所及び福祉局)に対して『…との意見を付して送付しています。』とある。これに関する総務局(事ム局)、北区、福祉局が保存する文書とその決裁文書およびその対応に関する決裁文書(北区、福祉局のみ)。」を求める開示請求(以下「本件請求1」という。)を行った。
- (2) 審査請求人は、平成28年8月30日、保護条例第17条第1項に基づき、実施機関に対し、「私が行った公益通報に係る北区作成の公益通報処理報告書。(整理番号26-90-151)」を求める開示請求(以下「本件請求2」という。)を行った。

2 本件各決定

(1) 実施機関は、本件請求1に係る保有個人情報を「・『公益通報に係る調査について(報告)』決裁文書(平成27年8月11日付け決裁)」(以下「本件情報」という。)及び「・『公益通報のうち第一義的には所属で対処すべき事項とされた案件の調査状況等について(依頼)』に係る決裁文書(平成27年12月21日付け決裁)」と特定した上で、保護条例第23条第1項の規定に基づき、本件情報のうち公益通報処理報告書(第4号様式)(添付資料含む。)中の調査方法及び調査結果の内容(以

下「本件非開示情報」という。)を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定1を行った。

記

保護条例第19条第6号に該当

(説明)

本件非開示情報については、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき大阪市公正職務審査委員会が実施した調査に関連する資料であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(2) 実施機関は、本件請求2に係る保有個人情報として本件情報を特定した上で、保護条例第23条第1項の規定に基づき、本件非開示情報を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定2を行った。

記

保護条例第19条第6号に該当

(説明)

本件非開示情報については、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づき大阪市公正職務審査委員会が実施した調査に関連する資料であり、開示することにより、公益通報に係る情報収集及び調査等において、当事者及び関係者等が任意の事情聴取を拒んだり、事実を述べることを回避する結果となることが予想され、事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 審查請求

審査請求人は、平成28年7月5日、本件決定1を、同年10月18日、本件決定2を それぞれ不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第4条第1号に基づき審査請求(以下「本件各審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

公益通報処理報告書の「調査結果欄」すべて非開示とし、その理由に「当事者及び 関係者…」とある。しかし、そこに第三者の関与はなく関係職員への調査を非開示に するのは違法である。 調査された職員の不正かつ自己中心の内容が予想され、非開示にしたのは「適正な調査の信頼」なくす違法な対応である。また、添付資料の別紙3~9の内容も非開示としたのも同様である。

2 本件決定2について

開示資料の公益通報処理報告書にある「調査方法」「調査結果」が完全に黒ヌリであり事実上非開示である。

開示しない理由に当事者及び関係者が任意の事情聴収を拒んだり、事実を述べることを回避…が予想される…とあるが、委員会の結果が出ており、意味不明である。また、完全に黒ヌリでは「調査を行ったのか?」「身内に有利な内容ではないのか?」が疑われる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報において非開示とした情報について

本件情報は、審査請求人が行った公益通報事案に関して、大阪市公正職務審査委員会(以下「委員会」という。)の調査指示に基づき、大阪市長(所管:北区役所)が委員会へ提出した公益通報処理報告書(第4号様式)及び添付資料である。また、本件情報には、通報概要、調査方法、調査方法及び調査結果等が記載されており、実施機関が本件情報において開示しないこととした情報は、「調査方法及び調査結果の内容」とそれらに付随する「添付資料」である。

2 本件情報に対して本件各決定を行った理由

(1) 委員会の性質について

委員会は、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪市条例第16号。以下「公正職務条例」という。)第24条の規定に基づき設置された地方自治法上の市長の附属機関であり、本市に寄せられた公益通報について、調査の要否や調査結果等を審議し、本市機関への勧告、意見、通報者への審議結果通知などを行っている。

(2) 公益通報に係る調査について

公益通報に係る調査は、委員会において調査を行う場合のほか、委員会からの通知に基づき、本市の機関が調査を行う場合がある。

具体的には、委員会は、公益通報について調査する必要があると認めるときは、その旨を本市の機関に通知し(公正職務条例第6条第3項前段)、本市の機関は、委員会からの通知を受けたときは、直ちに調査を行わなければならないこととされている(公正職務条例第7条第1項)。また、公正職務条例第7条第2項において、本市の機関及び本市職員等は、本市の機関又は委員会が行う調査に協力しなければならないと規定されている。

しかし、上記の規定に反し、本市の機関や本市職員が調査及び調査への協力を正 当な理由なく行わない場合であっても、それに対する措置としては、本市の機関が 正当な理由なく委員会が行う調査に協力しない場合に限り、市長がその旨を公表できる(公正職務条例第7条第3項)にとどまっており、仮に本市の機関が調査に協力しないとしても、本市の機関及び委員会が行う調査において、本市の機関が保有する公文書等の証拠物の差押え、押収、事務所等の捜索、職員等の身柄の拘束、身体検査、鑑定等の強制調査ができる旨の規定はない。

(3) 本件情報について

(2)で述べたとおり、公正職務条例第7条第2項において、本市職員は「調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制調査ではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、赤裸々な真実を述べることを躊躇し、調査結果への記載も無難なものとなるおそれがある。

また、本件情報には、調査方法及び調査結果の詳細が記載されており、これらの情報は、調査を行う本市の機関にとっては、いわば手の内といえる情報であるところ、一般的にこういった調査方法を開示すれば、調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知れる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうなると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねない。

上記のとおり、本件非開示情報を開示することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められることから、非開示としたものである。

なお、このことは、平成24年7月23日付け大個審答申第53号「大阪市個人情報保護条例第43条に基づく不服申立について(答申)」においても同趣旨の見解が述べられている。

以上から、非開示と判断した。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

保護条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、保護条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけで はなく、第19条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに 該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、 第19条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっ ては、当該各号の定めの趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱い の経過や収集目的などをも勘案しつつ、保護条例の上記理念に照らして市民の権利を 十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 公益通報制度について

本市では、職員等が行った違法又は不適正な事案について、広く通報を受け付け、事実調査を行い、是正を図るために公益通報制度を整備している。

公益通報がなされると、委員会で調査の要否を審査し、調査が必要な場合には、調査の実施後、調査結果、改善策及び再発防止策等を委員会で審議することとなっている。また、氏名及び住所を明らかにしている場合など一定の条件があるものの、通報者が希望する場合には、委員会から審議結果の通知文を送付する。

3 本件情報について

本件情報は、審査請求人が行った公益通報事案に関して委員会の調査指示に基づき、 北区役所が委員会へ提出した公益通報処理報告書(第4号様式)及び添付資料である。

4 争点

実施機関は、本件非開示情報について、保護条例第19条第6号を理由に本件各決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件各決定を取り消し、本件非開示情報を開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件非開示情報の保護条例第 19 条第 6 号該当性である。

5 本件非開示情報の保護条例第19条第6号該当性について

(1) 保護条例第19条第6号の基本的な考え方について

保護条例第19条第6号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定し、特に個人の評価、診断、判定、相談、選考等に係る事務に関しては、「ウ 個人の評価…に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障が生じるおそれ」を掲げ、このようなおそれがある場合には、開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」 とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した 上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行 に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。 したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋 然性が認められなければならない。

(2) 本件非開示情報の保護条例第19条第6号該当性について

本件非開示情報は、審査請求人が行った公益通報について、通報内容に係る事務を所管する所属が実施した調査に係る調査方法及び調査結果に関する情報である。

当審議会で本件非開示情報を見分したところ、公益通報について、実施機関が行った調査方法とその結果が詳細に記載されていた。

一般に、このような情報を開示すれば、実施機関が行う調査の着眼点、範囲、手法の一端及び経過が調査対象に知られる可能性があり、今後同種の事案において、問題の発覚を免れるための措置を講じる手段を与えてしまう結果となりかねない。そうなると、公益通報がなされたとしても通報対象事実の確認が著しく困難となり、将来的に公益通報制度自体が機能不全を起こしかねないことは想像に難くない。

また、公正職務条例第7条第2項において、本市職員は「本市の機関…が行う調査に協力しなければならない」と定められているものの、実施機関が行う調査は強制力を有するものではなく、事案の性質上調査の秘匿性が高く、また限られた調査体制であることなどを考慮すると、調査に際して関連部署の職員の協力が事実上不可欠のものであることは否めず、仮に、事後であったとしても、調査結果が開示されることとなるとすれば、調査に対する回答に際して、調査対象となった職員が真実を述べることを躊躇するおそれがあるのは明らかである。

本件非開示情報を開示することは、公益通報を通じ、本市職員等による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図り、もって公正な市政の運営と市政に対する市民の信頼を確保することを第一義とした公正職務条例の趣旨から、公益通報処理事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があると認められる。

したがって、本件非開示情報は保護条例第19条第6号に該当する。

6 答申に至る手続について

当審議会としては、他の諮問案件の審議過程等を通じて、答申するに足る十分な情報を保有しており審査請求人の意見陳述の必要がないと判断したことから、条例第61条第1項ただし書の規定により、審査請求人の意見陳述を実施せず、答申に至った。

7 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過 平成28年度諮問受理第27号

年 月 日	経過
平成28年7月20日	諮問
平成 28 年 10 月 19 日	審議(論点整理)
平成28年11月4日	実施機関から弁明書の提出
平成 28 年 11 月 24 日	審議(論点整理)
平成 28 年 12 月 21 日	審議(論点整理)
平成29年2月13日	審議(論点整理)
平成29年2月20日	審議(論点整理)
平成29年2月28日	審議(論点整理)
平成29年4月24日	審議(答申案)
平成29年5月15日	審議(答申案)
平成29年6月6日	審議(答申案)
平成29年6月13日	審議(答申案)
平成29年7月5日	審議(答申案)
平成29年9月1日	答申

(参考) 答申に至る経過 平成28年度諮問受理第65号

年 月 日	経過
平成 28 年 10 月 27 日	諮問
平成28年11月4日	実施機関から弁明書の提出
平成29年2月28日	審議(論点整理)
平成29年4月24日	審議(答申案)
平成29年5月15日	審議(答申案)
平成29年6月6日	審議(答申案)
平成29年6月13日	審議(答申案)
平成29年7月5日	審議(答申案)
平成29年9月1日	答申